

議案第10号

平成29年4月の組織改正に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則の新設について

平成29年4月の組織改正に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則の新設について、別紙のとおり議決を求めます。

平成29年3月18日

鳥取県教育委員会教育長 山本仁志

◇平成29年4月1日の教育委員会規則の整備に関する規則の新設について

1 規則の新設理由

教育行政を適正かつ円滑に執行するため、教育委員会事務局を構成する機関の所掌事務の改正その他の所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 鳥取県教育委員会事務局等組織規則の一部改正

ア 新たに教育人材開発課を設置すること等に伴う所要の規定の整備を行う。

イ 整理統合された附属機関の庶務担当機関を定める。

ウ その他所要の規定の整備を行う。

(2) 教育委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則の一部改正

事務職員をもって充てる職として教育人材開発主査の職を加える。

(3) 鳥取県立博物館の管理運営に関する規則の一部改正

新たに内部組織として美術館整備準備室を設置し、その分掌事務を定める等、所要の規定の整備を行う。

(4) 教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部改正

教育長に委任されない事務として県立学校における使用教科書の選定方針に関することを加える。

(5) 日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則の一部改正

いじめ・不登校総合対策センターに新たな職が設置されたことに伴い、所要の規定の整備を行う。

(6) 鳥取県教員の指導改善研修の実施等に関する規則の一部改正

教育公務員特例法の一部改正に伴い、この規則の趣旨について定めた規定中引用する同法の条項を改める。

(7) 施行期日は、平成29年4月1日とする。

本議案は、平成29年2月定例会の関連議案が可決されることを前提としていますので、関連議案または修正議案が可決された場合に効力を有することとなります。（本議案に係る新設規則については、本議案議決後、教育委員長による公布が行われ、平成29年4月1日に施行となります。

平成29年4月1日の教育委員会規則の整備に関する規則

(鳥取県教育委員会事務局等組織規則の一部改正)

第1条 鳥取県教育委員会事務局等組織規則(昭和39年鳥取県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(本庁及び課内室並びに本庁機関の内部組織の設置)</p> <p>第3条 本庁として別表第1の第1項から第3項まで、<u>第5項から第9項まで、第11項、第12項及び第14項</u>の左欄に掲げる課を置き、本庁の各課にそれぞれ同表のこれらの項の右欄に掲げる課内室を置く。</p> <p>2 鳥取県教育センターの管理運営に関する規則(昭和48年鳥取県教育委員会規則第4号。以下「教育センター規則」という。)第3条第1項、鳥取県立図書館管理規則(平成2年鳥取県教育委員会規則第2号。以下「図書館規則」という。)第2条第1項又は鳥取県立博物館の管理運営に関する規則(昭和47年鳥取県教育委員会規則第7号。以下「博物館規則」という。)第2条第1項の規定により各本庁機関に設置された内部組織は、それぞれ別表第1の<u>第4項、第10項及び第13項</u>の右欄に掲げるとおりである。</p>	<p>(本庁及び課内室並びに本庁機関の内部組織の設置)</p> <p>第3条 本庁として別表第1の第1項から第5項まで、<u>第7項、第8項、第10項、第11項及び第13項</u>の左欄に掲げる課を置き、本庁の各課にそれぞれ同表のこれらの項の右欄に掲げる課内室を置く。</p> <p>2 鳥取県教育センターの管理運営に関する規則(昭和48年鳥取県教育委員会規則第4号。以下「教育センター規則」という。)第3条第1項、鳥取県立図書館管理規則(平成2年鳥取県教育委員会規則第2号。以下「図書館規則」という。)第2条第1項又は鳥取県立博物館の管理運営に関する規則(昭和47年鳥取県教育委員会規則第7号。以下「博物館規則」という。)第2条第1項の規定により各本庁機関に設置された内部組織は、それぞれ別表第1の<u>第6項、第9項及び第12項</u>の右欄に掲げるとおりである。</p>
<p>(本庁及び本庁機関の分掌事務)</p> <p>第4条 本庁においては、次の事務をつかさどる。 教育総務課</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>教育委員会事務局及び学校以外の教育機関</u>(以下「事務局等」という。)の組織、職員の定数及び任免その他の人事に関すること。</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p>	<p>(本庁及び本庁機関の分掌事務)</p> <p>第4条 本庁においては、次の事務をつかさどる。 教育総務課</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>事務局及び学校以外の教育機関</u>(以下「事務局等」という。)の組織、職員の定数及び任免その他の人事に関すること。</p> <p>(4) <u>事務局等の職員の組織する職員団体に関する</u> <u>こと。</u></p> <p>(5) 略</p> <p>(6) <u>事務局等の職員及び県立学校の教職員並びに</u> <u>市町村立学校(幼稚園を除く。以下同じ。)の教職員</u> <u>の給与(退職手当及び国庫負担金に関する</u> <u>ことを除く。)に関する</u><u>こと。</u></p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 略</p> <p>(12) 略</p>

- (11) 略
 - (12) 略
 - (13) 略
 - (14) 略
 - (15) 事務局等の職員並びに県立学校及び市町村立学校（幼稚園を除く。以下同じ。）の教職員の厚生福利に関すること。
 - (16) 略

 - (17) 略
 - (18) 略
 - (19) 略
- 教育環境課 略
教育人材開発課

- (1) 県立学校及び市町村立学校の教職員の定数及び任免その他の人事に関すること。
- (2) 県立学校の管理及び市町村立学校の管理の指導に関すること。
- (3) 事務局等の職員並びに県立学校及び市町村立学校の教職員の組織する職員団体に関すること。
- (4) 事務局等の職員並びに県立学校及び市町村立学校の教職員の給与に関すること。
- (5) 市町村立学校の学級編制に関すること。
- (6) 事務局等、県立学校及び市町村立学校における業務の改革及び改善の総括に関すること。

小中学校課

- (1) 市町村立学校及び市町村立幼稚園の設置及び廃止に関すること。

- (2) 略
- (3) 略
- (4) 略
- (5) 略
- (6) 略
- (7) 略

特別支援教育課

- (1) 県立特別支援学校の設置及び廃止に関すること。

- (13) 略
 - (14) 略
 - (15) 略
 - (16) 略
 - (17) 事務局等の職員及び県立学校の教職員並びに市町村立学校の教職員の厚生福利に関すること。

 - (18) 略
 - (19) 事務局等の職員及び県立学校の教職員並びに市町村立学校の教職員の退職手当に関すること。
 - (20) 略
 - (21) 略
 - (22) 略
- 教育環境課 略

小中学校課

- (1) 市町村立学校及び市町村立幼稚園の設置、廃止及び管理の指導に関すること。
- (2) 市町村立学校の教職員の定数及び任免その他の人事に関すること。
- (3) 県立学校の教職員及び市町村立学校の教職員の給与に係る国庫負担金に関すること。
- (4) 市町村立学校の教職員の組織する職員団体に関すること。
- (5) 市町村立学校の学級編制に関すること。
- (6) 略
- (7) 略
- (8) 略
- (9) 略
- (10) 略
- (11) 略

特別支援教育課

- (1) 県立特別支援学校の設置、廃止及び管理の指導に関すること。

- (2) 略
- (3) 略
- (4) 略
- (5) 略

高等学校課

- (1) 県立高等学校の設置及び廃止に関すること。

- (2) 略
- (3) 略
- (4) 略
- (5) 略
- (6) 略
- (7) 略
- (8) 略
- (9) 略

いじめ・不登校総合対策センター

- (1) いじめ・不登校対策の総括及び企画立案に関すること。
- (2) 教育相談及びいじめ・不登校についての相談に関すること。
- (3) いじめ・不登校についての生徒指導に関すること。

- (2) 県立特別支援学校の教職員の定数及び任免その他の人事に関すること。

- (3) 県立特別支援学校の教職員の組織する職員団体に関すること。

- (4) 略
- (5) 略
- (6) 略
- (7) 略

いじめ・不登校総合対策センター

- (1) いじめ・不登校対策の総括及び企画立案に関すること。

- (2) 教育相談及びいじめ・不登校についての相談に関すること。

- (3) いじめ・不登校についての生徒指導に関すること。

- (4) いじめ・不登校対策を行う学校に対する支援に関すること。

- (5) いじめ・不登校についての研修に関すること。

- (6) 特別支援教育に関する研究調査、資料の整備及び提供に関すること。

- (7) 児童等の発達の特徴を把握するための検査に関すること。

高等学校課

- (1) 県立高等学校の設置、廃止及び管理に関すること。

- (2) 県立高等学校の教職員の定数及び任免その他の人事に関すること。

- (3) 県立高等学校の教職員の組織する職員団体に関すること。

- (4) 略
- (5) 略
- (6) 略
- (7) 略
- (8) 略
- (9) 略
- (10) 略
- (11) 略

<p>(4) <u>いじめ・不登校対策を行う学校に対する支援に関すること。</u></p> <p>(5) <u>いじめ・不登校についての研修に関すること。</u></p> <p>(6) <u>特別支援教育に関する研究調査、資料の整備及び提供に関すること。</u></p> <p>(7) <u>児童等の発達の特徴を把握するための検査に関すること。</u></p>	
<p>社会教育課～体育保健課 略 2・3 略</p>	<p>社会教育課～体育保健課 略 2・3 略</p>
<p>(課長会議) 第6条 略 2 課長会議は、<u>教育次長、本庁(課を除く。)</u>に置く次長及び本庁組織の長をもって構成し、<u>教育長</u>がこれを主宰する。</p>	<p>(課長会議) 第6条 略 2 課長会議は、<u>教育次長、次長及び本庁組織の長</u>をもって構成し、<u>教育長</u>がこれを主宰する。</p>
<p>(職制) 第7条 略 2 特に必要があると認めるときは、<u>本庁(課を除く。)</u>に理事監、教育次長、次長又は参事監を、本庁の各課に参事又は課長補佐を、<u>教育人材開発課に教育人材開発主査を、小中学校課に義務教育主査又は社会教育主査を、高等学校課に高校教育主査を、いじめ・不登校総合対策センターに次長を、社会教育課に社会教育主査を、人権教育課及び体育保健課に指導主査を、文化財課に文化財主査を置くことができる。</u></p>	<p>(職制) 第7条 略 2 特に必要があると認めるときは、<u>事務局</u>に理事監、教育次長、次長又は参事監を、本庁の各課に参事又は課長補佐を、小中学校課に義務教育主査を、高等学校課に高校教育主査を、社会教育課に社会教育主査を、人権教育課及び体育保健課に指導主査を、文化財課に文化財主査を置くことができる。</p>
<p>第8条 前条に掲げる職の職務は、次に掲げるとおりとする。 (1) 略 (2) <u>教育次長及び本庁(課を除く。)</u>に置く次長教育長を助けて、<u>教育委員会事務局</u>の事務を掌理し、教育長に事故がある場合は、その職務を代行する。 (3)・(4) 略 (5) <u>教育人材開発主査</u> <u>上司の命を受け、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における学校管理及び人事管理に関する専門的事項に係る事務に参画する。</u> (6) <u>義務教育主査</u> <u>上司の命を受け、小学校、中学校並びに特別支援学校及び特別支援学級における学校教育に関する専門的事項の指導に参画する。</u></p>	<p>第8条 前条に掲げる職の職務は、次に掲げるとおりとする。 (1) 略 (2) <u>教育次長及び次長</u> <u>教育長を助けて、事務局</u>の事務を掌理し、教育長に事故がある場合は、その職務を代行する。 (3)・(4) 略 (5) <u>義務教育主査</u> <u>上司の命を受け、小学校及び中学校並びに特別支援学校及び特別支援学級における学校教育に関する専門的事項の指導並びに学校管理及び人事管理に関する専門的事項に係る事</u></p>

(7) 高校教育主査 上司の命を受け、高等学校における学校教育に関する専門的事項の指導に参画する。

(8) いじめ・不登校総合対策センターに置く次長
上司の命を受け、いじめ・不登校総合センターにおける教育相談業務に関する指導に係る事務に参画する。

(9) 略

(10) 略

(11) 略

別表第1 (第3条関係)

略	
2 教育環境課	
3 教育人材開発課	
4 教育センター	総務課、教育企画研修課
5 小中学校課	
6 特別支援教育課	
7 高等学校課	高校教育企画室、英語教育推進室
8 いじめ・不登校総合対策センター	
9 社会教育課	
10 図書館	総務課、情報相談課、郷土資料課、郷土資料課環日本海交流室、支援協力課、資料課
11 人権教育課	育英奨学室
12 文化財課	歴史遺産室
13 博物館	総務課、美術館整備準備室、学芸課、美術振興課
14 体育保健課	

別表第2 (第18条関係)

附属機関	庶務担当機関
略	教育総務課
鳥取県教育委員会職員神経・精神障がい健康管理審査会	
鳥取県指導改善研修教員審査	教育人材開発課

務に参画する。

(6) 高校教育主査 上司の命を受け、高等学校における学校教育に関する専門的事項の指導並びに学校管理及び人事管理に関する専門的事項に係る事務に参画する。

(7) 略

(8) 略

(9) 略

別表第1 (第3条関係)

略	
2 教育環境課	
3 小中学校課	
4 特別支援教育課	
5 いじめ・不登校総合対策センター	
6 教育センター	総務課、教育企画研修課
7 高等学校課	近畿高等学校総合文化祭室、高校教育企画室、英語教育推進室
8 社会教育課	
9 図書館	総務課、情報相談課、郷土資料課、郷土資料課環日本海交流室、支援協力課、資料課
10 人権教育課	育英奨学室
11 文化財課	歴史遺産室
12 博物館	総務課、学芸課、美術振興課
13 体育保健課	

別表第2 (第18条関係)

附属機関	庶務担当機関
略	教育総務課
鳥取県教育委員会職員神経・精神障がい健康管理審査会	

委員会	
鳥取県立学校学校評議員会	
鳥取県教職員研修等実施協議 会	教育センター
略	
鳥取県就学支援委員会	特別支援教育課
鳥取県特別支援学校技能検定 運営委員会	
鳥取県特別支援学校通学支援 検討委員会	
鳥取県特別支援学校における 医療的ケア運営協議会	
鳥取県立学校学校関係者評価 委員会(特別支援学校に係るも のに限る。)	

略	
鳥取県就学支援委員会	特別支援教育課
鳥取県特別支援学校技能検定 運営委員会	
鳥取県特別支援学校通学支援 検討委員会	
鳥取県特別支援学校における 医療的ケア運営協議会	
鳥取県立鳥取盲学校学校関係 者評価委員会	
鳥取県立鳥取聾 ^{ろう} 学校学校関係 者評価委員会	
鳥取県立鳥取聾 ^{ろう} 学校ひまわり 分校学校関係者評価委員会	
鳥取県立鳥取養護学校学校関 係者評価委員会	
鳥取県立白兔養護学校学校関 係者評価委員会	
鳥取県立倉吉養護学校学校関 係者評価委員会	
鳥取県立皆生養護学校学校関 係者評価委員会	
鳥取県立米子養護学校学校関 係者評価委員会	
鳥取県立琴の浦高等特別支援 学校学校関係者評価委員会	
鳥取県立鳥取盲学校学校評議 員	
鳥取県立鳥取聾 ^{ろう} 学校学校評議 員	
鳥取県立鳥取聾 ^{ろう} 学校ひまわり 分校学校評議員	
鳥取県立鳥取養護学校学校評 議員	
鳥取県立白兔養護学校学校評 議員	
鳥取県立倉吉養護学校学校評 議員	
鳥取県立皆生養護学校学校評 議員	
鳥取県立米子養護学校学校評	

		議員	
		鳥取県立琴の浦高等特別支援学校学校評議員	
		鳥取県教職員研修等実施協議会	教育センター
鳥取県立学校学校関係者評価委員会(高等学校に係るものに限る。)	高等学校課	鳥取県立鳥取東高等学校学校関係者評価委員会	高等学校課
		鳥取県立鳥取西高等学校学校関係者評価委員会	
		鳥取県立鳥取商業高等学校学校関係者評価委員会	
		鳥取県立鳥取工業高等学校学校関係者評価委員会	
		鳥取県立鳥取湖陵高等学校学校関係者評価委員会	
		鳥取県立鳥取緑風高等学校学校関係者評価委員会	
		鳥取県立青谷高等学校学校関係者評価委員会	
		鳥取県立岩美高等学校学校関係者評価委員会	
		鳥取県立八頭高等学校学校関係者評価委員会	
		鳥取県立智頭農林高等学校学校関係者評価委員会	
		鳥取県立倉吉東高等学校学校関係者評価委員会	
		鳥取県立倉吉西高等学校学校関係者評価委員会	
		鳥取県立倉吉農業高等学校学校関係者評価委員会	
		鳥取県立倉吉総合産業高等学校学校関係者評価委員会	
		鳥取県立鳥取中央育英高等学校学校関係者評価委員会	
		鳥取県立米子東高等学校学校関係者評価委員会	
		鳥取県立米子西高等学校学校関係者評価委員会	
		鳥取県立米子高等学校学校関係者評価委員会	
		鳥取県立米子南高等学校学校関係者評価委員会	
		鳥取県立米子工業高等学校学校関係者評価委員会	

鳥取県立米子白鳳高等学校学校関係者評価委員会
鳥取県立境高等学校学校関係者評価委員会
鳥取県立境港総合技術高等学校学校関係者評価委員会
鳥取県立日野高等学校学校関係者評価委員会
鳥取県立鳥取東高等学校学校評議員
鳥取県立鳥取西高等学校学校評議員
鳥取県立鳥取商業高等学校学校評議員
鳥取県立鳥取工業高等学校学校評議員
鳥取県立鳥取湖陵高等学校学校評議員
鳥取県立鳥取緑風高等学校学校評議員
鳥取県立青谷高等学校学校評議員
鳥取県立岩美高等学校学校評議員
鳥取県立八頭高等学校学校評議員
鳥取県立智頭農林高等学校学校評議員
鳥取県立倉吉東高等学校学校評議員
鳥取県立倉吉西高等学校学校評議員
鳥取県立倉吉農業高等学校学校評議員
鳥取県立倉吉総合産業高等学校学校評議員
鳥取県立鳥取中央育英高等学校学校評議員
鳥取県立米子東高等学校学校評議員
鳥取県立米子西高等学校学校評議員
鳥取県立米子高等学校学校評議員
鳥取県立米子南高等学校学校

鳥取県キャリア教育推進会議
鳥取県立学校第三者評価委員会
鳥取県地域の産業界と学校のネットワーク会議

評議員
鳥取県立米子工業高等学校学校評議員
鳥取県立米子白鳳高等学校学校評議員
鳥取県立境高等学校学校評議員
鳥取県立境港総合技術高等学校学校評議員
鳥取県立日野高等学校学校評議員
鳥取県キャリア教育推進会議
鳥取県教育研究開発事業に係る運営指導委員会
鳥取県立学校第三者評価委員会
鳥取県指導改善研修教員審査委員会
鳥取県立鳥取商業高等学校地域の産業界と学校のネットワーク会議
鳥取県立鳥取工業高等学校地域の産業界と学校のネットワーク会議
鳥取県立鳥取湖陵高等学校地域の産業界と学校のネットワーク会議
鳥取県立智頭農林高等学校地域の産業界と学校のネットワーク会議
鳥取県立倉吉農業高等学校地域の産業界と学校のネットワーク会議
鳥取県立倉吉総合産業高等学校地域の産業界と学校のネットワーク会議
鳥取県立米子南高等学校地域の産業界と学校のネットワーク会議
鳥取県立米子工業高等学校地域の産業界と学校のネットワーク会議
鳥取県立境港総合技術高等学校地域の産業界と学校のネットワーク会議

鳥取県英語教育推進会議		鳥取県英語教育推進会議	
鳥取県グローバル・リーダー育成事業運営指導委員会		鳥取県グローバル・リーダー育成事業運営指導委員会	
鳥取県高校生英語弁論大会審査会		鳥取県高校生英語弁論大会審査会	
鳥取県高校生理数課題研究等発表会審査会		鳥取県高校生理数課題研究等発表会審査会	
鳥取県スーパーサイエンスハイスクール運営指導委員会		鳥取県スーパーサイエンスハイスクール運営指導委員会	
鳥取県立高等学校運営指導委員会		鳥取県立智頭農林高等学校運営指導委員会	
鳥取県いじめ問題調査委員会	いじめ・不登校総合対策センター	鳥取県立境港総合技術高等学校運営指導委員会	
略		略	
鳥取県学校の安全教育推進委員会	体育保健課	鳥取県運動部活動推進委員会	体育保健課
鳥取県子どもの体力向上支援委員会		鳥取県心や性の健康問題対策協議会	
鳥取県武道指導推進委員会		鳥取県子どもの体力向上支援委員会	
鳥取県がん教育推進協議会		鳥取県武道指導推進委員会	

(教育委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則の一部改正)

第2条 教育委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則(昭和44年鳥取県教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表(第3条関係)	別表(第3条関係)
1 略	1 略
2 事務職員をもって充てる職 教育次長・局長・センター長・ <u>教育人材開発主査</u> ・義務教育主査・高校教育主査・社会教育主査・指導主査・文化財主査・主事・指導主事・管理主事・社会教育主事・文化財主事・健康管理主事	2 事務職員をもって充てる職 教育次長・局長・センター長・義務教育主査・高校教育主査・社会教育主査・指導主査・文化財主査・主事・指導主事・管理主事・社会教育主事・文化財主事・健康管理主事
3 略	3 略

(鳥取県立博物館の管理運営に関する規則の一部改正)

第3条 鳥取県立博物館の管理運営に関する規則(昭和47年鳥取県教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(内部組織及び分掌事務)</p> <p>第2条 博物館に、総務課、<u>美術館整備準備室</u>、学芸課及び美術振興課を置く。</p> <p>2 各課又は<u>室</u>の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課 略</p> <p><u>美術館整備準備室</u></p> <p><u>県立美術館の整備に関すること。</u></p> <p>学芸課・美術振興課 略</p> <p>(職制)</p> <p>第3条 博物館に館長を、課に課長を、<u>室に室長</u>を置く。</p> <p>2 略</p> <p>別表 (第5条関係)</p> <p>1 事務職員又は技術職員をもって充てる職 館長・副館長・課長・<u>室長</u>・課長補佐・係長</p> <p>2・3 略</p>	<p>(内部組織及び分掌事務)</p> <p>第2条 博物館に、総務課、学芸課及び美術振興課を置く。</p> <p>2 各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課 略</p> <p>学芸課・美術振興課 略</p> <p>(職制)</p> <p>第3条 博物館に館長を、課に課長を置く。</p> <p>2 略</p> <p>別表 (第6条関係)</p> <p>1 事務職員又は技術職員をもって充てる職 館長・副館長・課長・課長補佐・係長</p> <p>2・3 略</p>

(教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部改正)

第4条 教育長に対する事務の委任等に関する規則(昭和55年鳥取県教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(委任)</p> <p>第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。</p> <p>(1)～(20) 略</p> <p><u>(21) 県立学校における使用教科書の選定方針に関すること。</u></p> <p><u>(22)</u> 略</p> <p><u>(23)</u> 略</p> <p><u>(24)</u> 略</p> <p><u>(25)</u> 略</p> <p><u>(26)</u> 略</p>	<p>(委任)</p> <p>第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。</p> <p>(1)～(20) 略</p> <p>(21) 略</p> <p>(22) 略</p> <p>(23) 略</p> <p>(24) 略</p> <p>(25) 略</p>

(日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則の一部改正)

第5条 日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則(平成12年鳥取県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

<p>(公の意思の形成への参画に携わる職)</p> <p>第3条 公の意思の形成への参画に携わる職は、次に掲げる職とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 鳥取県教育委員会事務局等組織規則(昭和39年鳥取県教育委員会規則第5号)第7条の規定により置かれる課の長、理事監、教育次長、<u>本庁(課を除く。)</u>に置く次長及び参事監並びに同規則第16条第1項の規定により置かれる局長</p> <p>(3)～(10) 略</p>	<p>(公の意思の形成への参画に携わる職)</p> <p>第3条 公の意思の形成への参画に携わる職は、次に掲げる職とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 鳥取県教育委員会事務局等組織規則(昭和39年鳥取県教育委員会規則第5号)第7条の規定により置かれる課の長、理事監、教育次長、<u>次長</u>及び参事監並びに同規則第16条第1項の規定により置かれる局長</p> <p>(3)～(10) 略</p>
---	---

(鳥取県教員の指導改善研修の実施等に関する規則の一部改正)

第6条 鳥取県教員の指導改善研修の実施等に関する規則(平成20年鳥取県教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、児童等に対する指導が不適切な教員に対する指導改善研修の実施及びその後の措置に関し必要な事項を定めるとともに、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号) <u>第25条</u>第5項及び第6項の規定に基づき、児童等に対する指導が不適切な教員の認定の手續に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、児童等に対する指導が不適切な教員に対する指導改善研修の実施及びその後の措置に関し必要な事項を定めるとともに、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号。<u>以下「教特法」という。</u>) <u>第25条の2</u>第5項及び第6項の規定に基づき、児童等に対する指導が不適切な教員の認定の手續に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。